

放課後等デイサービス利用契約書

様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人新発田市社会協議会（以下「事業者」という。）は、利用児童が事業者から提供される放課後デイサービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（目的）

第1条 本契約は、事業所が利用児童に対して必要な児童福祉法に基づく〈放課後等デイサービス〉（以下「サービス」という。）を適切に提供することを定めます。

（期間）

第2条 本契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。契約期間満了日以前に利用児童が支給量等の変更を受け、支給決定期間満了日に変更された場合には、変更後の支給決定期間の満了日まで本契約は自動的に同じ内容で更新されるものとします。

契約期間満了日の7日前までに、利用者から契約終了の意思表示が無い場合、かつ利用児童の支給決定期間終了後に改めて支給決定された場合は、自動的に更新されるものとします。

（サービス内容）

第3条 事業者は、個別支援計画に基づき利用児童に対して、重要事項説明書の定める内容のデイサービスを提供します。

（利用者負担額及び実費負担額）

第4条 利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を事業者に支払います。

2 利用者は、前項の利用者負担額及び実費負担額を重要事項説明書に定める方法により支払います。

（利用の中止、変更、追加）

第5条 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。

2 事業者は、利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、当該利用希望日の利用希望状況等により利用者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するほか、サービス提供可能な事業所の紹介などを行います。

(事業者の基本義務)

第6条 事業者は、利用児童に対し、必要なサービスを適切に行います。

- 2 事業者は、利用児童の意思と人格を尊重し、常に利用児童の立場に立ってサービス提供をします。

(事業者の具体的義務)

第7条 事業者は、サービス提供にあたって、利用児童の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。(安全配慮義務)

- 2 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。(説明義務)
- 3 事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知りえた利用児童や家族の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。(守秘義務)
- 4 事業者は、利用児童又は他の利用児童等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除いて、身体的拘束その他利用児童の行動を制限する行為を行いません(身体拘束の禁止)
- 5 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。事業者の窓口業務時間(毎週月曜日～金曜日 午前8時30分から午後6時)に自分の記録を見ることができ、実費を負担してコピーすることが出来ます。(記録保存整備義務及び自己情報の開示義務)

(事故と賠償責任)

第8条 事業者はサービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県・市町村・利用者等に連絡して必要な措置を講じます。

- 2 事業者はサービス提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用児童に損害を与えた場合には、速やかに利用児童の損害を賠償します。

(契約の終了事由)

第9条 本契約は、以下の各号に基づく契約終了が生じた場合に終了するものとします。

- (1) 利用児童が死亡した場合
- (2) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむをえない事由により事業所を閉鎖した場合
- (3) 第10条から第12条に基づき本契約が解約又は解除された場合(ただし、満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く)

(利用者の中途解約)

第10条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解除することが出来ます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の30日前までに事業所に通知するものとします。ただし、利用児童が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することが出来ます。

(利用者からの契約解除)

第11条 利用者は、事業所もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することが出来ます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- (2) 事業所もしくはサービス従事者が第7条1項から4項に定める義務に違反した場合
- (3) 事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用児童もしくはその家族の生命・身体・財物・信用を傷つけることによって、本契約を継続しがたい重要な事情が認められる場合

(事業所からの契約解除)

第12条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することが出来ます。

- (1) 利用者に支払い能力があるにもかかわらず第4条に定めるサービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
- (2) 利用児童が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を契約しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

(苦情処理)

第13条 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている方法により苦情を申し立てることが出来ます。

(協議事項)

第14条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は児童福祉法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意を持って協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者	住 所	新潟県新発田市本町4丁目16番83号
	事業者名	社会福祉法人 新発田市社会福祉協議会
	代表者名	会 長 山 口 恵 子 印
利用者	住 所	
	氏 名	印
	利用児童氏名	